平成２７年（フ）第１６号
富山市小中225番地１　アウスレーゼ小中203号
債務者　中山　房恵
１　決定年月日時　平成27年４月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
富山市上飯野新町２丁目176番地
債務者　滝本　明希
１　決定年月日時　平成27年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８号
富山市呉羽町7355番地39　あさぎりハイツ207号
債務者　土佐　清二
１　決定年月日時　平成27年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４９号
名古屋市中川区柳森町1918番地　丸庄第１ハウス202号
債務者　浅野　博子
１　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７２号
名古屋市中川区豊成町１番５－725号　豊成団地
債務者　宮城　有美
１　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４８号
北九州市小倉北区篠崎３丁目18番９号
債務者　笹渕　清次
１　決定年月日時　平成27年４月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１６号
神奈川県小田原市飯泉830番地の３　ノースウェルカホン202号室、前住所神奈川県小田原市東町１丁目28番５－301号　原レジデンス
債務者　髙橋　　裕
１　決定年月日時　平成27年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１３８号
北九州市八幡西区折尾３丁目12番46－203号
債務者　佐々野和義
１　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９８号
神奈川県厚木市長谷1392－16　ハイムエーデルワイス101号、住民票上の住所神奈川県海老名市杉久保北５丁目14番６号
債務者　土屋　武司
１　決定年月日時　平成27年４月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１２４号
神奈川県伊勢原市大住台３丁目12番地の３　メルヴィーユ大住台201号、前住所神奈川県伊勢原市神戸575番地の９
債務者　角金　正一
１　決定年月日時　平成27年４月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

免責許可決定

平成２６年（フ）第２２３８号
札幌市白石区本通８丁目北２番18号、申立時の住所北海道石狩市花川南６条４丁目264番地　ステラコートＡ202号
破産者　下田さおり
１　決定年月日　平成27年４月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２４７号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目５番32号　リラハイツＫＳ－105号
破産者　小山真由美
１　決定年月日　平成27年４月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３７５号
札幌市清田区里塚３条５丁目４番12号
破産者　田中　芳文
１　決定年月日　平成27年４月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４３号
宮城県柴田郡柴田町槻木下町１丁目１番36号ソールオリエンスＢ棟203号、開始決定時の住所宮城県岩沼市たけくま１丁目32番21号　レガートＫ　Ａ－101
破産者　田村啓太郎
１　決定年月日　平成27年４月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
宮城県多賀城市桜木２丁目７番56号　サンシティコスモス205号
破産者　大竹　優也
１　決定年月日　平成27年４月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３号
秋田県南秋田郡五城目町上樋口字屋岸132番地22
破産者　澤田石慎一
１　決定年月日　平成27年４月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４号
群馬県高崎市箕郷町上芝37番地３
破産者　關口　　巌
１　決定年月日　平成27年４月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第５号
群馬県高崎市新町2478番地１
破産者　野上　達也
１　決定年月日　平成27年４月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１５号
埼玉県所沢市東新井町741番地の７
破産者　真島　良文
１　決定年月日　平成27年４月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部